

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：秋田県

1 地域活性化総合特別区域の名称

レアメタル等リサイクル資源特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1) 総合特区の目指す目標

- ① 家電等金属系使用済製品のリサイクル推進によるレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成
- ② 金属資源の県内への集約と金属資源供給能力向上による県内リサイクル関連産業の振興及び県内における関連産業の雇用創出による県内経済の活性化
- ③ 国内金属資源の安定確保
- ④ 資源循環型社会の構築
- ⑤ 家電等金属系使用済製品の国内における適正リサイクル量の増加
- ⑥ 静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化による経済社会の活力の向上及び持続的発展の実現

2) 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：環境・リサイクル関連企業の製造品出荷額

数値目標(1)：147億円（平成27年度）→404億円（令和8年度）

評価指標(2)：特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品（廃基板等の副産品を含む。）の搬入量（国内、アジア地域）

数値目標(2)：4,445t/年（平成24年度）→10,700t/年（令和8年度）

3 特定地域活性化事業の名称

家電等金属系使用済製品のリサイクル推進により、レアメタル等金属資源供給基地の形成、県内リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化、国内金属資源の安定確保、資源循環型社会の構築等を図るため、規制の特例措置や財政・金融上の支援措置等を活用しながら、廃棄物の広域移動や効率的リサイクルの推進のほか、排出自治体等の処分コストや環境負荷の低減、トレーサビリティの確保、循環型社会形成の意識の向上に係る取組を行っていく。

- ① レアメタル等リサイクル推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組

を行っていく。

① 太陽光パネルの収集・リユースおよび非鉄金属の回収に係る技術実証

(脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業、別紙2-3)

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

1) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・環境調和型産業集積支援事業により、施設整備、研究開発及び販売促進等に対する支援を行い、資源・リサイクル事業を推進する。(平成16年度より措置)
- ・あきた企業立地促進助成事業「環境・エネルギー型、資源素材型」により、施設整備に対する支援を行い、資源・リサイクル事業を推進する。(平成13年度より措置)
- ・はばたく中小企業投資促進事業により、中小企業の施設整備に対する支援を行い、資源・リサイクル事業を推進する。(平成26年度より措置・平成30年度改変)
- ・新事業展開資金(事業革新制度)による融資制度により、環境調和型事業の認定を受けた中小企業の施設整備及び運転資金を支援し、資源・リサイクル事業を推進する。(平成15年度より措置)

2) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象とならない家電等金属系使用済製品やその他の循環資源についてのリサイクルを推進するため、排出量及び経済性等に係る調査を実施し、事業化の可能性やリサイクルシステムの構築等についても検討を進める。

3) 地方公共団体等における体制の強化

- ・県と市町村が連携して環境・リサイクル関連産業の支援等を行うため、担当者による会議を開催し、取組の説明や意見交換を実施する。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和するという提案について、環境省との国と地方の協議において、送付期限を緩和せずとも、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能(ただし管理票交付者の義務(処理状況の把握、報告書の提出等)を履行する必要あり)との見解が示された。

別紙 2 - 3

<脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業>【1/1】

1 一般地域活性化事業の名称

太陽光パネルの収集・リユースおよび非鉄金属の回収に係る技術実証
(脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

太陽光パネル中のセル/EVAシートの価値(銀・銅の有価性、ガラス・プラスチック等の忌避性)の簡易評価方法、及び商業スケールの非鉄金属濃縮プロセスの技術について実証するとともに、可能な限り最終処分場に依存しない太陽光パネル処理ルートの構築に係る試験を行う。

② 支援措置の内容

今後、大量廃棄が予想される太陽光パネルのリユース・リサイクル事業化のため、広域リサイクルネットワークの構築及び制度設計のための実証試験を行うとともに、一定量回収時の資源価値、低コスト化及び効率的なリサイクルの手法等を明らかにする。また、東日本エリアを対象として、ハウスメーカーや施工・解体業者等の協力のもと、収集ネットワークの構築に向けた調査を実施し、太陽光パネルのリサイクル拠点形成を目指す。

③ 事業実施主体

一般財団法人秋田県資源技術開発機構
DOWAエコシステム株式会社
イー・アンド・イーソリューションズ株式会社

④ 事業が行われる区域

秋田県

⑤ 事業の実施期間

令和2年度～

⑥ その他

1 特定地域活性化事業の名称

レアメタル等リサイクル推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行

株式会社秋田銀行

株式会社北都銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が総合特区内において、「レアメタル等リサイクル推進事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「レアメタル等リサイクル推進事業」については、レアメタル、ベースメタル、貴金属、プラスチック、ガラス、シリコン、フッ素などを代表とする、より多くの元素を循環資源として特区内で回収し、国内供給することを目的としており、その実施事業としては中間処理施設、金属製錬施設、精製工場等のリサイクル施設のほか、円滑なシステム構築に必要な事業資金・研究開発資金などを対象とする。

当事業は政策課題では「レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築」に合致し、その解決策としては「廃棄物の広域移動・効率的なリサイクルの推進」に位置づけられ、使用済製品の広域的な収集・運搬やリサイクルが行われる仕組みの構築を図ることとしている。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

(1) 環境調和型産業集積支援事業（平成 16 年度より措置）

県内で発生する産業廃棄物を原料としたリサイクル事業について支援を行う。

- ・施設整備（投下固定資産）・・・・・・・・・・補助率 1/3（限度額 1,500 万円）
- ・研究開発（人件費、機械装置費、委託費等）・・・・・・・・補助率 1/2（限度額 700 万円）
- ・イベント参加（旅費、出展費等）・・・・・・・・・・補助率 1/2（限度額 100 万円）
- ・リサイクル製品販促調査（委託費、デザイン開発等）・・・補助率 1/2（限度額 500 万円）
- ・普及啓発（見学施設の整備、広報費用等）・・・・・・・・補助率 1/2（限度額 200 万円）

(2) あきた企業立地促進助成事業「環境・エネルギー型、資源素材型」（平成 13 年度より措置）

廃棄物等を活用した製品製造などの事業を行う企業で、県内に工場等を新增設する場合に支援を行う。

- ①要件 ・投下固定資産額 3 億円以上
- ・新規常用雇用者 10 人以上
- ②補助率等 ・設備投資に対する支援 補助率 15%～
- ・人材育成に対する支援 補助率 1/2（25 万円/人以内・上限 50～250 万円）
- ・限度額 5 億円～
- ※既存立地企業は、3 億円～

(3) はばたく中小企業投資促進事業（平成 26 年度より措置・平成 30 年度改変）

廃棄物等を活用した製品製造などの事業を行う中小企業で、県内に工場等を新增設する場合に支援を行う。

- ①要件 ・投下固定資産額 1 億円以上 3 億円未満
- ※環境・エネルギー型企业の場合 3 千万円以上 3 億円未満
- ・新規常用雇用者 5 人以上
- ※環境・エネルギー型企业で従業員が 100 人以下の場合は、2 人以上
- ②補助率等 ・設備投資に対する支援 補助率 10%～（上限 3 千万円）
- ・人材育成に対する支援 補助率 1/2（25 万円/人以内・上限 50～250 万円）

(4) 秋田県中小企業融資制度（新事業展開資金（事業革新制度））（平成 15 年度より措置）

廃棄物等を活用し、再使用、再生利用または熱回収事業を行う中小企業に対して支援を行う。支援を受けるにあたっては、県の事業認定及び信用保証協会、取扱金融機関の審査が必要である。

- ・資金用途 設備及び運転、限度額 2 億円、貸付期間 10 年、据置期間 3 年、年利率 1.30%

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象とならない家電等金属系使用済製品やその他の循環資源についてのリサイクルを推進するため、排出量及び経済性等に係る調査を実施し、事業化の可能性やリサイクルシステムの構築等についても検討を進める。

3. 地方公共団体等における体制の強化

県と市町村が連携して環境・リサイクル関連産業の支援等を行うため、担当者による会議を開催し、取組の説明や意見交換を実施する。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

総合特区の目指す目標を達成するため、地域活性化事業とも連携しながら、以下の取組を行っている。

・秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画

秋田県では北部エコタウン地域における環境・リサイクル産業の更なる集積を促進し、国内外の一大拠点を目指すとともに、県全域における環境・リサイクル産業の創出・育成を図り、持続可能な環境調和型社会を構築するための「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画」を策定して、レアメタル等金属リサイクルを推進している。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	レアメタル等リサイクル資源特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年4月20日（水）
地域協議会の構成員	国立大学法人秋田大学 小坂製錬株式会社 株式会社エコリサイクル 日本新金属株式会社 秋田工場 秋田製錬株式会社 秋田エコプラッシュ株式会社 株式会社日本政策投資銀行 株式会社秋田銀行 株式会社北都銀行 一般財団法人秋田県鉱業会 大館商工会議所 秋田市 能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 大仙市 北秋田市 にかほ市 仙北市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 八郎潟町

	<p>井川町 大潟村 美郷町 羽後町 東成瀬村 秋田県</p>
<p>協議を行った日</p>	<p>(第1回) 平成23年4月20日(水) 協議会を開催 (第2回) 平成23年9月16日(金) 協議会を開催 (第3回) 平成24年4月27日(金) 協議会を開催 (第4回) 平成24年8月27日(月) 協議会を開催 (第5回) 平成24年12月6日～10日 書面協議を開催 (第6回) 平成25年12月19日(木) 協議会を開催 (第7回) 平成29年1月13日(金) 協議会を開催 (第8回) 平成31年2月1日(金) 協議会を開催 (第9回) 令和4年1月21日(金) 協議会を開催</p>
<p>協議会の意見の概要</p>	<p>(第1回) 自治体及び企業から資源物が特区内のリサイクル事業者は無償で引き渡された時点で廃棄物の該当しないものとする申請内容を提案。</p> <p>(第2回) ①規制緩和による環境影響への対応策を詳細に検討していくことが必要。 ②搬入する市町村へ事前に様々な情報提供がされるような仕組みが必要。 ③金融に係るインセンティブが特区の潤滑油となるような仕組みが必要。 ④金融機関による評価システムは、排出者のみでなく多様な関係者を想定すべき。 ⑤産業廃棄物の保管量上限の規定は現行のままでも対応可能である。</p> <p>(第3回) ①規制の特例措置の提案にかかる国との協議状況の報告を行った。 ②大手家電量販店では国の指導により、使用済電気製品の下取りを自粛中。無料回収が横行しており、適切に回収できる仕組みの構築が早急に必要。 ③企業の取組評価の仕組みは可能だが、インセンティブ付けの効果は企業により異なる。利子補給や回収金属量の分配などと連動した仕組みとし、金融機関がモニタリングも行う仕組みや優秀な企業の表彰などを実施すれば特区に参画する価値が出てくる。</p>

④市町村については別途インセンティブが必要であるが、最初は限定的な雇用でも法律が施行されて特区にモノが集まれば、将来的に市町村にとってのメリットになると考えられる。

(第4回)

別紙2-4<地域活性化総合特区支援利子補給金>の利子補給事業については、施設整備だけではなく、事業資金や研究開発資金なども対象として、幅広く活用できるようにした方が良いのではないか。

(第5回)

①秋田市から、「環境省による小型家電の新法が施行となった場合においても、今まで秋田県が取り組んできた小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験事業を活かして、スーパー等の協力団体による回収事業は秋田県が引き続き行い、レアメタル等リサイクル資源特区が施行された場合においても同様の形で秋田県が事業内容を引き続き実施できる内容とすること。」との意見等が挙げられている。

②大仙市から、「秋田県が総合特区事業の推進にあたり主体的役割を果たすとともに責任を持って取り組むこと。」及び「各市町村が総合特区事業の推進に協力するにあたり、秋田県及び国が必要な財政支援を行うこと」が特区参加への条件として挙げられている。

③廃プラスチックの県内リサイクルを推進できるように、対象を小型家電だけではなく、廃プラスチックも対象となるようにして欲しい(容器包装リサイクル法の対象品目とその他プラとの一括回収)。難しい場合のスケジュール感はどうか。

④エリアの拡大により実効性が大いに上がると推察されるなどエリア拡大に賛成する旨の意見が多くあった。

(第6回)

①金融支援事業の活用について働きかけを行った。

②金属系使用済製品をしっかりと管理し、再生資源に向かっていける方法であれば、規制の特例措置も可能である。今までの法の縛りだけではなく、企業・自治体の方々からも、こういう方法はどうかということについて、どんどん提案していただきたい。

③秋田県では、使用済小型家電回収の社会実験を行ってきているが、収集運搬等の課題解決には至っていない。リサイクルは、一地域では担っていけないとこ

	<p>るもあるので、視野を広げていく必要がある。もちろん、技術面や社会システム・制度もあるが、現在、リサイクルは企業・自治体も一地域に偏っているところもあるので、県全体で共有して、特区をうまく使っていく必要があるのではないかと。</p> <p>④小型家電リサイクル法が施行され、使用済小型家電を積極的に集めていきたいと考えているので、秋田県での取組がもっと進んで欲しい。</p> <p>⑤資源の再生業者としては、ある程度の量が集まらなないと、効率的なリサイクルができないという課題がある。例えば、小型家電も含めた、全体の金属系廃棄物を一括してリサイクルできればと思う。小型家電は小型家電リサイクル法で動いているが、それ以外の一般廃棄物としての金属系廃棄物もあるはず。これは、従来通りの廃棄物処理法で動かざるを得ない。ここについて、より効率的に集めることができれば、資源特区に寄与すると思う。</p> <p>(第7回)</p> <p>財政・金融支援等を活用したこれまでの取組の実施状況を報告するとともに、新計画案について、評価指標及び数値目標の妥当性や財政・金融支援等の内容を協議した。</p> <p>(第8回)</p> <p>①秋田県内における小型家電リサイクル量を増やす取り組みについて協議する場を設けてはどうか。</p> <p>②小型家電リサイクルの運搬費用の負担軽減ができないか。</p> <p>(第9回)</p> <p>①これまでの取組を報告するとともに、新計画案について協議した。</p> <p>②小型のリチウムイオン電池について、JBR Cで回収対象となっていないものや製品一体型のはリサイクルされていないとの意見があった。</p>
意見に対する対応	<p>(第1回)</p> <p>各委員の賛同を得た。</p> <p>(第2回)</p> <p>①地域協議会で具体的な対応策を議論していくこととしたい。</p> <p>②契約に記載される計画搬入量、搬入時期、必要情報を市町村が事前把握できる仕組みとし、必要情報を関係者が共有できる仕組みとしたい。</p> <p>③利子補給制度の活用方法や環境格付事業など新たな取組について、今後は具</p>

体的な事業案を金融機関等と相談しながら進めていきたい。

④今後、評価システムの方法を検討しながら、多様な関係者にインセンティブがある仕組みとしていきたい。

⑤規制緩和要望から削除する。

(第3回)

①マニフェストの取扱いなどについて、県庁内での協議を進める。

②家電量販店を巡る動きがあるが、特区での早めの対応が出来ないかを内閣府と検討する。

③日本政策投資銀行と秋田銀行との連携を進めていく。

④支援方法について引き続き検討する。

(第4回)

別紙2-4<地域活性化総合特区支援利子補給金>の利子補給事業の対象に、事業資金と研究開発資金を追加する。

また、対象事業の追加に対応して、施行規則第6条に規定する業種種別に第4号(新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの)を追加する。

(第5回)

①② 秋田市と大仙市から提出があった意見等や参加条件については次のとおり考えている。

こでん回収は年々市民への周知が深まっており、県民の回収ボックスも一定の利用量があるため、今後も地域において継続される取り組みとしたいと考えている。県としては小型家電リサイクル法の施行が行われる来年4月以降は、現在、配置されている回収ボックスは市町村の管理に帰属することが望ましいと考えているが、回収に必要な財源の捻出やコスト削減の手法等については、関係企業や市町村との協議が必要と認識しているため、県が主体となり早期に課題解決に努めることとしたい。

なお、特区は県が主体的役割を持ち責任を持って取り組むものであるが、特区事業に必要な国への財政支援要望や県での予算措置は、必要性や自治体事務の範囲などを総合的に判断のうえ行うこととしたい。

③まずは小型家電リサイクルを推進していくこととしたい。一定の実績が上げられ

ば次の特区事業としての展開が可能か国とも検討したい。ただし、スケジュール感については現段階では判断できない。

(第6回)

- ①引き続き、金融支援事業（利子補給金）のPRに努めるとともに、リサイクル事業者に対し、活用について働きかけを行っていく。
- ②リサイクル原料確保（集約）のため、リサイクル事業者のニーズを把握しながら、引き続き廃棄物処理法関連の規制緩和の提案に向け取り組んでいくとともに、国（環境省・経済産業省）や自治体（県・市町村廃棄物担当）と情報交換や協議を行っていく。
- ③本県のリサイクルにおける課題については、その解決に向け、県独自の取組として課題調査等を行っている。なお、調査結果等は市町村に情報提供し、県全域でリサイクルに取り組んでいけるような環境作りに努めていきたい。
- ④全国的にも同様のことが言えるが、本県における認定事業者の認定が8月にずれ込んだこともあり、法に基づく取組が遅れている。現在、認定事業者は引渡契約（使用済小型家電の回収）について、各市町村と個別に調整しており、来年度には、ある一定程度の市町村が法に基づき回収に取り組むものと考えている。
- ⑤小型家電リサイクル法の対象としていない、金属系廃棄物の取扱いについては、市町村の動向等を見極めながら、必要に応じて国など関係機関と協議を行っていきたい。

(第7回)

新計画案について、各委員から了承を得た。

(第8回)

- ①市町村と意見交換できる会議について、開催時期を捉えながら検討していく。
- ②コスト削減につながる可能性がある近隣自治体の連携による広域的な取り組みについての検討を促していく。

(第9回)

- ①新計画案について、各委員から了承を得た。
- ②市町村、事業者と意見交換を通じて、対応について協議していく。